

第 56 条ただし書きの確認を受けている土地において、確認を受けたときの土地の利用方法に変更が生じた場合、事前に届け出る必要があります。変更後の土地の利用方法によっては、ただし書きが適用されなくなる場合があります。

(記載例) 土地利用方法変更届出書

高松市長 殿

○年 ○月 ○日

提出する日付を記入します。

届出者

住所 ○○県○○市○○町○○番地

氏名 株式会社○○石油 代表取締役 ○○○○

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	高松市○○町○○番地
確認を受けた年月日	○年 ○月 ○日
土地の利用の方法	
利用方法を変更しようとする土地の範囲	別図のとおり
土地の利用の変更予定年月日	○年 △月 ○日
変更前	事業場の敷地（倉庫）として使用
変更後	駐車場（従業員専用）として使用

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。